

徳島県地方創生本部設置要綱

(目的)

第1条 人口減少の克服と東京一極集中の是正に向けた本県独自の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「徳島県地方創生本部」（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 人口減少対策をはじめとする地方創生に係る本県独自の施策の推進に関すること。
- (2) 「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の推進に関すること。
- (3) その他、地方創生に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事及び政策監をもって充て、本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 創生本部の会議（以下「本部会議」という。）は本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- 3 本部会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 創生本部は、本部会議に付すべき案件を予備的に審議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は地方創生局長をもって充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は幹事長が招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名する者がその職を代理する。
- 6 幹事会の会議には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 創生本部は、第2条の所掌事務の具体的な推進を図るため、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務局)

第7条 創生本部の事務を処理させるため、政策創造部地方創生局とくしま回帰推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月 3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年 5月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年 6月 5日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 元年 5月 1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(別表第1)

政策監補
危機管理環境部長
政策創造部長
経営戦略部長
未来創生文化部長
保健福祉部長
商工労働観光部長
農林水産部長
県土整備部長
監察局長
会計管理者
南部総合県民局長
西部総合県民局長
企業局長
病院局長
教育長
警察本部長
徳島労働局長

(別表第2)

危機管理環境部危機管理政策課長
政策創造部総合政策課長
政策創造部地方創生局市町村課長
政策創造部地方創生局とくしま回帰推進課長
政策創造部地方創生局Society5.0推進課長
経営戦略部総務課長
経営戦略部人事課長
経営戦略部財政課長
未来創生文化部未来創生政策課長
保健福祉部保健福祉政策課長
商工労働観光部商工政策課長
農林水産部農林水産政策課長
県土整備部県土整備政策課長
監察局監察評価課長
出納局会計課長
南部総合県民局政策防災部長
西部総合県民局地域創生部長
企業局経営企画戦略課長
病院局総務課長
教育委員会事務局教育政策課長
警察本部企画課長